

霞北水産だより

第 5 8 号

令和3年4月1日発行

【発行者】

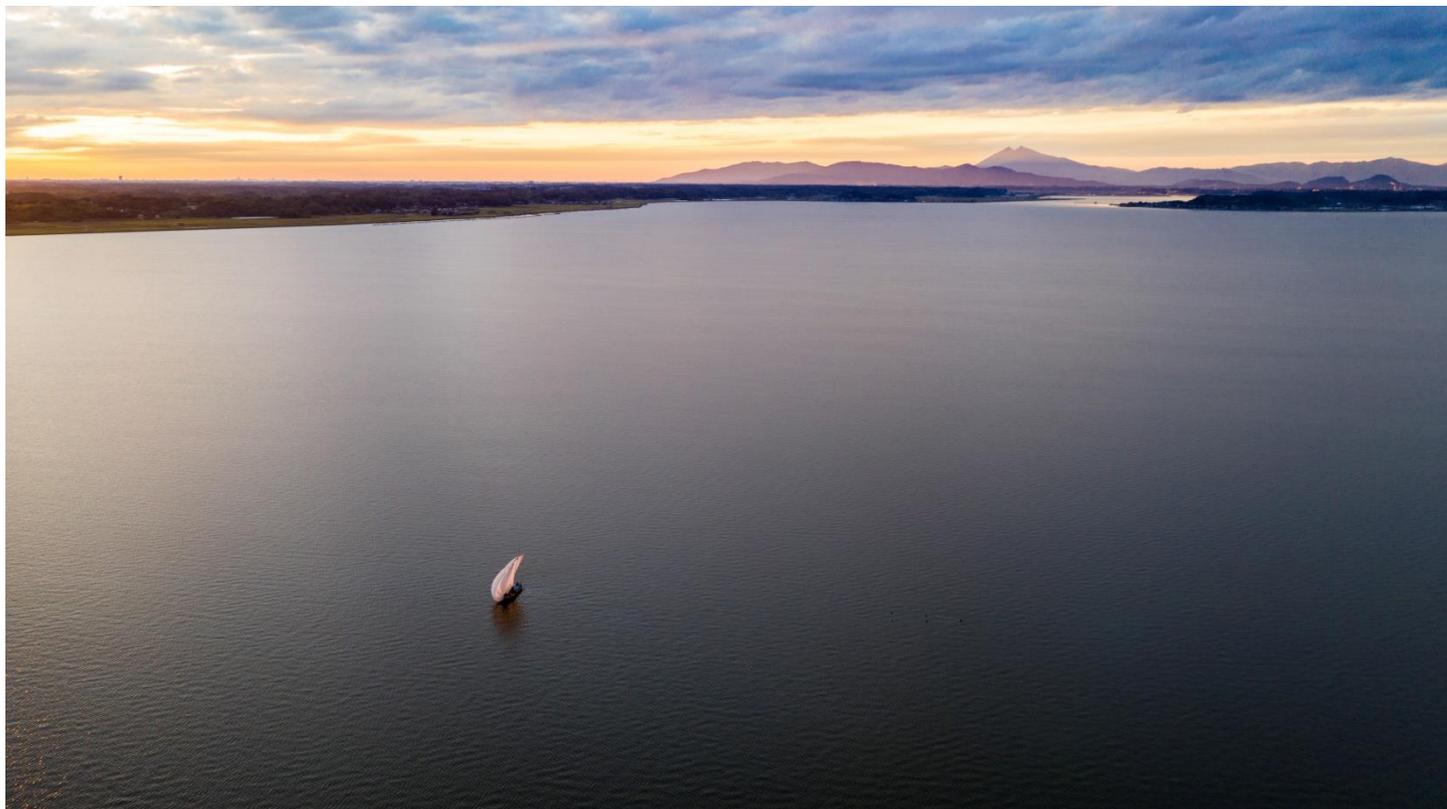
霞ヶ浦北浦水産振興協議会

【事務局】

土浦市真鍋5丁目17番26号

TEL 029-822-7285

(茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所内)



写真提供: 霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会

目次

【トピックス】

- ・子どもたちに地元産のコイを！～給食提供で生産者支援～…………… P. 2
- ・漁業法の改正について…………… P. 2
- ・水産加工業の一年 ～新型コロナウイルスの影響は？～ …… P. 3
- ・水産試験場内水面支場の研究施設の完成…………… P. 3
- この一年の話題…………… P. 4
- 令和2年7～12月の漁模様…………… P. 6
- 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会・茨城県海面利用協議会…………… P. 7
- 受賞おめでとうございます！～令和2年度茨城県水産製品品評会～…………… P. 8

【お知らせ】

- ・HACCPに沿った衛生管理が義務化されています…………… P. 10
- ・令和3年度 茨城県水産機関担当者一覧…………… P. 11
- ・水産物における放射性物質の検査結果等について…………… P. 11
- ・令和3年度 有効期間満了に伴う知事許可漁業の許可申請手続について… P. 12

子どもたちに地元産のコイを！ ～給食提供で生産者支援～

令和2年度の11月～3月に霞ヶ浦北浦地区の小中学校の学校給食にコイが提供されました。

霞ヶ浦北浦は全国一の養殖コイの産地で全国生産量の約3分の1を生産していますが（令和元年漁業養殖業生産統計年報より）、令和2年には、新型コロナウイルス拡大にともなう旅館や飲食店のコイ需要の減少により出荷量が減少してしまいました。

この対策として、県の補助事業により5万6千食分のコイが学校給食に提供されました。在庫が滞留し、売上が減少した生産者の支援と併せ、コイの消費拡大対策、コイ食普及・食育も行うものです。

霞ヶ浦北浦水産振興協議会からは、コイ食普及のためのチラシが提供され、給食提供先学校

のすべての児童・生徒に配布されました。

給食を食べた生徒からは「コイが食べられると知って驚いた」、「臭みがなく、おいしい」という声が聞かれ、おかわりする生徒も見られました。（霞ヶ浦北浦水産事務所）



漁業法の改正について

平成30年12月に約70年ぶりとなる漁業法の大改正が行われ、令和2年12月1日に施行されました。今般の法改正は、適切な資源管理と水産業の成長産業化の両立を目的に行われたもので、これまでの資源管理措置と漁業許可や漁業権免許等の制度が見直されました。各制度の主な改正点をご紹介します。

1 漁業許可制度の見直し

- (1) 知事許可漁業の手続などを大臣許可漁業に準じた形に変更
- (2) 漁業許可を受けた者に「適切な資源管理と漁業生産性の向上」を義務付け（具体的には、県への資源管理状況や漁獲実績などの報告が必要に）

2 漁業権制度の見直し

漁業権者に「漁場の適切かつ有効な活用」を義務付け（具体的には、漁業生産力の発展に関する計画の作成や資源管理・漁場活用状況などの報告が必要に）

3 罰則の強化

- (1) 無許可操業や制限措置違反などの漁業の違反に関する罰則を強化
- (2) ウナギ稚魚などの特定水産動植物の許可等に基づかない採捕（密漁）に関する罰則を新設

◎漁業法改正を含む水産政策改革の詳細につきましては、水産庁ホームページをご覧ください。
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

（霞ヶ浦北浦水産事務所）

水産加工業の一年 ～新型コロナウイルスの影響は？～

霞ヶ浦北浦水産事務所では、毎年、水産加工業の現状について調査を行っています。霞ヶ浦北浦地区で水産加工を営む方向けに加工品の販売量・販売額などに関するアンケートを依頼し、回答をまとめて公表しています。

令和2年の加工品販売額の合計は、令和元年と比較して2割程度減少しました。経営体別に比較すると約6割の経営体において販売金額が減少しました※。

加工業者の方に取材を行った結果では「土産屋、産地直売所における販売量が減少した。」という意見が多くありました。また、水産加工と併せて鮮魚流通を営んでいる方からは「飲食店、宿泊施設向けのシラウオなどの鮮魚出荷量が減少した。」という声も聞かれました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食・観光需要が減少し、水産加工品や鮮魚の販売量が減少し

※令和元年 50 経営体、令和2年 46 経営体にアンケートを依頼し、販売金額について2年分の回答を得た 25 経営体について比較した結果。

たと考えられます。

一方で「スーパー向けの出荷量は減少していない。」という意見が多く、中には売上や取引店舗数が増加した経営体もありました。消費者が外出を控え、自宅での食事を増やしたことが影響していると考えられます。「インターネットによる個人向けの販売量が増加した。」という声もあり、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年においては、消費者の外食・観光控えに左右されない販売形態が有利だったようです。

(霞ヶ浦北浦水産事務所)

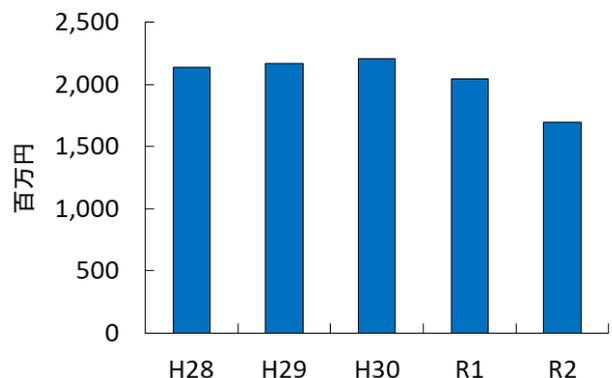


図. 加工品販売額の推移

水産試験場内水面支場の研究施設の完成

平成30年度より整備を進めてきた水産試験場内水面支場の研究棟と魚類飼育実験棟が令和2年4月に完成しました。

研究棟では、分子生物学実験室が整備され、より高度な魚病検査や分子生物学的な分析が行えるようになりました。

魚類飼育実験棟では、魚病の感染試験が可能な区域と無病魚専用区域が分離されている、水槽のレイアウトを自由に変えられるなどの特徴があり、多様な飼育試験を行えるようになりました。



ワカサギなど既存の研究を発展、展開させ、チョウザメ養殖など新たなニーズに応えた研究も進めていく計画です。(水産試験場内水面支場)

令和2年 11月～12月

寒曳きポスター配付

立冬から年末にかけて行われるひき網漁、通称「寒曳き」に合わせて、寒曳きワカサギ・シラウオをPRするポスターとチラシを作成しました。地元水産物の取扱いのある販売店や飲食店に配布し、店頭や店内に掲示されました。



令和3年 1月～2月

漁業者による

湖岸パトロール活動

茨城県では、産卵期のワカサギ保護のため、1月21日から2月末日までワカサギの採捕を禁止しています。湖岸で釣りを楽しむ遊漁者に釣りのルールを周知するため、漁業者が霞ヶ浦北浦の湖岸をパトロールし、採捕禁止を知らせるリーフレットを配布しました。60人以上の遊漁者にワカサギの採捕禁止期間を知らせることができました。



令和3年 1月～3月

ワカサギ人工ふ化放流事業

霞ヶ浦漁協(8支部)では1月20日から2月24日にかけて、ワカサギの人工ふ化放流事業を行い、約1億2千万粒を採卵しました。霞ヶ浦漁協の8支部の内5支部では自然採卵法が採用されており、下の写真のような水槽内で採卵が行われています。



きたうら広域漁協(2支部)では、1月25日から3月15日にかけて約7千万粒を採卵しました(霞ヶ浦漁協からの提供を受けた2千万粒を含む)。

麻生漁協では、2月1日から2月3日にかけて約3千万粒を採卵しました。

霞ヶ浦漁協の一部の支部、きたうら広域漁協、麻生漁協では、従来通りの方法により漁業者自らの手作業で採卵が行われています。



令和2年7月～12月の漁模様

茨城県水産試験場内水面支場

霞ヶ浦北浦の漁業者の操業日誌を基に漁模様をまとめました(霞ヶ浦13隻、北浦7隻)。

1 霞ヶ浦

(1) ワカサギ

令和2年のワカサギ漁を営んだ船の1隻1時間当たりの月別平均漁獲量は、7月が50.5 kg/隻・時間で、8月が31.7 kg/隻・時間と前年(令和元年:7月が100.3 kg/隻・時間、8月が63.4 kg/隻・時間)より減少しました。

9月が11.9 kg/隻・時間、10月は操業が営まれず、11月が2.3 kg/隻・時間と推移しました。(図1(1))

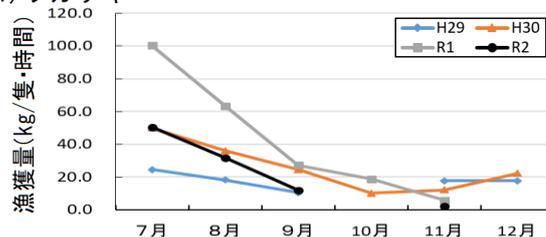
(2) シラウオ

7～11月は33.9～89.4 kg/隻・時間で推移し、12月は36.6 kg/隻・時間となりました。(図1(2))

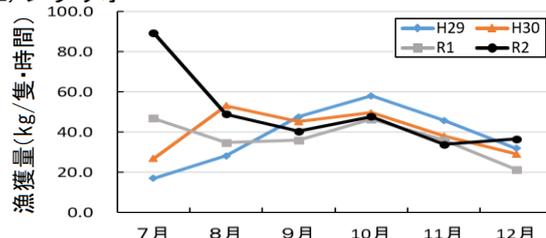
(3) テナガエビ

令和2年のテナガエビ漁は9月24日から操業が始まり、テナガエビ漁を営んだ船の1隻1時間当たりの月別平均漁獲量は9月が42.9 kg/隻・時間、10月が31.7 kg/隻・時間と推移しました。(図1(3))

(1) ワカサギ



(2) シラウオ



(3) テナガエビ

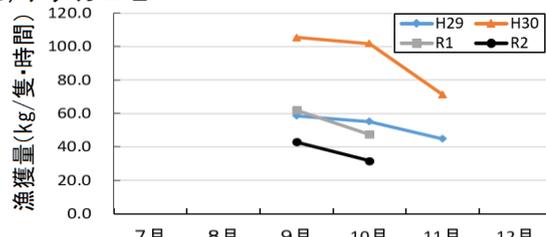


図1 霞ヶ浦における単位漁獲努力量あたり漁獲量 (kg/隻・時間)

2 北浦

(1) ワカサギ

令和2年のワカサギ漁を営んだ船の1隻1時間当たりの平均漁獲量は、7月が8.8 kg/隻・時間で前年(令和元年:9.8kg/隻・時間)より減少しました。

8月以降についても8月が2.6 kg/隻・時間、9月が0.8 kg/隻・時間、10月が0.6 kg/隻・時間、11、12月は漁が営まれず、漁期を通して、令和元年に引き続き、平成29年、30年と比べ極端に少なく推移しました。(図2(1))

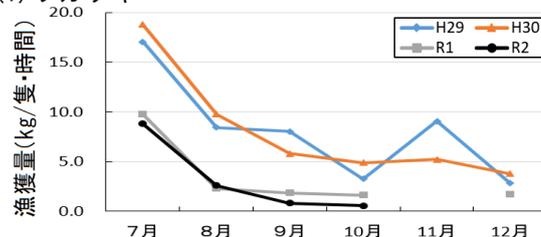
(2) シラウオ

令和2年のシラウオ漁は10月以降操業があり、月別平均漁獲量は2.2～3.3 kg/隻・時間と昨年よりも少なく推移しました。(図2(2))

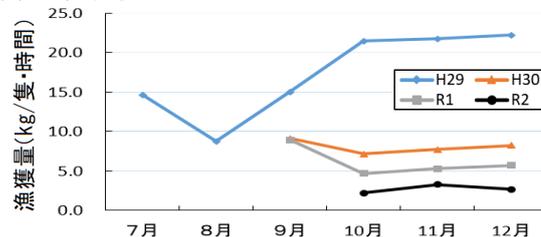
(3) テナガエビ

令和2年のテナガエビは着業がありませんでした(図2(3))。

(1) ワカサギ



(2) シラウオ



(3) テナガエビ

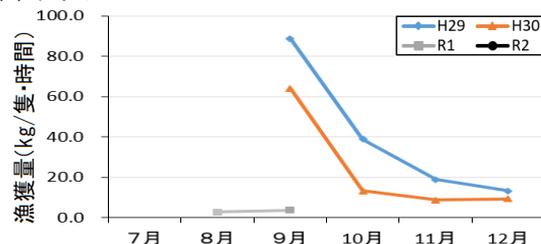


図2 北浦における単位漁獲努力量あたり漁獲量 (kg/隻・時間)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会・茨城県海面利用協議会

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

◆第21期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（任期：平成28年8月15日～令和3年3月31日）

令和2年度は委員会・協議会が計7回開催され、霞ヶ浦北浦における漁業調整協議及び水産業の振興などについての協議や意見交換が行われました。

第21期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員（議席順）

公選委員	◎ 鈴木 幸雄
公選委員	○ 栗又 勝
公選委員	大崎 匠
学識経験委員	高島 葉二
学識経験委員	薄井 征記
公選委員	樽見 軍司
公益代表委員	鈴木 周也
学識経験委員	海老澤武美
公選委員	戸島 武男
公選委員	木川 宗一



◎=会長、○=会長代理

◆第22期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（任期：令和3年4月1日～令和7年3月31日）

漁業法の改正に伴い、第22期からは調整委員会の選任方法が、公募による知事選任制に変わりました。また、委員定数も2名増えて、12名となりました。

第22期霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員

漁業者委員	◎ 鈴木 幸雄	漁業者委員	理崎 茂男
漁業者委員	○ 海老澤武美	学識経験委員	太田 牧人
漁業者委員	大崎 匠	漁業者委員	越川 留吉
中立委員	相崎 守弘	漁業者委員	中泉 義美
漁業者委員	薄井 征記	漁業者委員	小原 一八
中立委員	鈴木 友子	学識経験委員	加納 光樹

◎=会長

○=会長代理

◆第13期茨城県海面利用協議会

令和2年度は、令和3年3月8日に開催され、霞ヶ浦北浦における湖面利用に関する課題への対応や漁業と遊漁等の現状等に関する協議が行われました。

第13期茨城県海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会委員

学識経験	◎桜井 昭司	漁業関係	伊藤 義男	学識経験	磯山 秀喜
遊漁関係	○吉田 幸二	漁業関係	小原 一八	◎=部会長	
遊漁関係	荒井 淳一	海洋性レク関係	加固 久雄	○=部会長代理	

受賞おめでとうございます!!

～令和2年度 茨城県水産製品品評会～

茨城県水産製品品評会が、令和2年11月11日、すいさん会館（水戸市三の丸）にて開催されました（茨城県水産物開発普及協会主催、茨城県後援）。この品評会は、本県水産加工業の発展と水産製品の品質向上を図るため毎年開催されているもので、今年度は新型コロナウイルス感染症対策（人数制限、マスク着用など）のもと開催されました。出品数は、霞ヶ浦北浦部門250点、沿海部門116点でした。今年度の霞ヶ浦北浦部門の特徴としては、ワカサギ、シラウオ、エビ、ハゼなどの佃煮、煮干しといった伝統的な製品の他に、地元外の原料を使った加工品も目につきました。漁模様の状況や製品のバリエーションを増やそうとする取り組みが反映されたものと思われます。



農林水産大臣賞「はぜ佃煮」



伊藤商店 伊藤 義男 氏



品評会当日の審査会場

これら数多くの出品の中から農林水産大臣賞を受賞したのは、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合霞ヶ浦湖南支部の伊藤商店さんの「はぜ佃煮」です。この製品は、6、7月の限られた漁期に定置網により漁獲されるハゼの稚魚、通称「とおりゴロ」を使用しています。原料の希少性と鮮度を生かした丁寧な仕上がりが高く評価されました。

表彰式は、令和2年12月11日、水戸プラザホテルにおいて行われ、賞状と記念品が授与されました。

その他の各賞の受賞者は次ページ一覧表のとおりです。

令和2年度茨城県水産製品品評会受賞者名簿（霞ヶ浦北浦部門）

区分	品名	受賞者名	支部名
農 林 水 産 大 臣 賞	はぜ佃煮	伊藤商店 伊藤 義男	霞ヶ浦湖南
水 産 庁 長 官 賞	くるみわかさぎ	小沼水産（株）	かすみがうら市
	いわし甘露ちゃん	（有）原田水産 取締役社長 原田 静男	霞ヶ浦
県 知 事 賞	海老れんこん佃煮	（株）安部	かすみがうら市
	わかさぎのエスカベッシュ	小松屋食品（株）	土 浦
	白魚煮干	辺田商店 辺田 清孝	北 浦
県 議 会 議 長 賞	わかさぎ甘露煮	（有）鮎彦総本舗 稲敷店 藤森 宏治	霞ヶ浦
大 日 本 水 産 会 長 賞	あさり佃煮	辺田商店 邊田 和夫	北 浦
全 水 加 工 連 会 長 賞	白魚佃煮	中泉商店 中泉 義美	霞ヶ浦湖南
県 農 林 水 産 部 長 賞	えび佃煮	（有）やまと水産	かすみがうら市
	白魚佃煮	さくらや本店 桜井 千章	霞ヶ浦
	わかさぎ甘露煮	（有）田中屋川魚店	土 浦
	えび赤煮	平山商店	北 浦
県 加 工 連 会 長 賞	あみ佃煮	（株）栗山商店	かすみがうら市
	あさり生姜	ツカサ食品（株）	かすみがうら市
	もろこ佃煮	片波見商店 片波見 等	霞ヶ浦
	わかさぎの煮干	箕輪名産店	土 浦
霞ヶ浦北浦水産 振興協議会長賞	わかさぎ煮干	澤辺水産	かすみがうら市
	わかさぎ甘露煮	永作光商店 永作 行伸	霞ヶ浦
	ザザえび佃煮	相川水産	北 浦
	ふなうま煮	（有）富田商店	霞ヶ浦湖南
	味付焼公魚	武蔵屋商店	土 浦
県 水 産 物 開 発 普 及 協 会 長 賞	ちりめんしらす佃煮	（株）やましち	かすみがうら市
	白魚煮干	高須水産 高須 耕一	霞ヶ浦湖南

お知らせ

HACCPに沿った衛生管理が義務化されています

～令和3年6月1日から本格施行開始！～

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 指導課

令和2年に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行され、食品を扱う事業者がHACCPに沿った衛生管理が求められることになりました。

令和3年6月1日から本格施行が始まり、加工業者、販売業者の方に加え、漁業とあわせて加工・販売を行う方もHACCPに沿った衛生管理が求められます。

1. HACCPの考え方を取り入れた衛生管理とは

今回の法改正では衛生管理の「見える化」が求められています。日々の衛生管理の「計画」を作成し、実行した内容を「記録」します。このように衛生管理を「見える化」することにより、衛生管理の適切さを自信をもって消費者に説明できます。また、万が一事故があっても速やかに原因を調べることができます。この法改正により、必ずしも認証取得や設備投資が求められるわけではありません。

備考：「HACCPに沿った衛生管理」には、基準の異なる「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2種類があります。従業員数50名未満の場合は、基準が易しい「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む必要があります。

2. HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施例

全国水産加工業協同組合連合会が小規模な水産加工業者（従業員数50名未満）向けの手引書を公表しており、この手引書に従えばHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うことができます。概要は以下の(1)～(4)のとおりです。

全水加工連ホームページ：<https://www.zensui.jp/news20210216.html>

※ホームページから手引書や計画書様式のエクセルデータがダウンロードできます。

霞ヶ浦北浦地区の漁協、加工協では印刷された手引書をご覧になれます。

- (1) **製品グループの確認**：加熱工程の有無などの基準により、製造している製品が手引書のどのグループなのか確認します。製品グループにより実施する衛生管理の内容が異なります。
- (2) **衛生管理計画の作成**：衛生管理をいつ、どのように行うのか具体的な計画を作成します。手引書に付属の計画書様式では、各項目にチェックを入れるだけで計画書が作成できます。
- (3) **計画に基づく実施と記録**：作成した計画に基づいて衛生管理を実施し、記録に残します。手引書に付属の記録表様式では、○か×の記入で衛生管理の記録ができます。
- (4) **振り返り**：定期的に記録を再確認し、記録に×が多いなど、衛生管理の実施が不十分な項目については計画を見直します。

3. お問い合わせ

○衛生管理の概要・制度について

霞ヶ浦北浦水産事務所 指導課 TEL：029-822-7285

水産試験場 水産物利用加工部 TEL：029-262-4176

○衛生管理の詳細について

事業所を管轄する保健所にご相談ください。

令和3年度 茨城県水産機関担当者一覧（所属長等）

所属組織名称	役職名	氏名
霞ヶ浦北浦水産事務所	所 長	谷村 明俊（新）
	漁業調整課長	所 高利
	振 興 課 長	黒山 忠明
	主査兼指導課長	岡 部 勤
	支 所 長	佐藤 一（新）
水産試験場内水面支場	技佐兼支場長	海老沢 良忠（新）
	内水面資源部長	根本 隆夫
	増養殖部長	小日向 寿夫（新）
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	技佐兼事務局長	山崎 幸夫（新）

水産物における放射性物質の検査結果等について

令和3年4月1日現在

品目名	採取水域	令和2年度検査結果 (Bq/kg)				平成31(令和元)年度検査結果 (Bq/kg)				
		検体数	平均	最大(採取日)	最小	検体数	平均	最大	最小	
天	アメリカナマズ	西浦	9	25	38 8/25	15	5	31	44	13
		北浦	8	23	36 6/1	13	5	35	42	26
		恋瀬川	2	20	20 9/9	19				
		桜川	2	25	27 10/4	23	1	30	30	30
		城下川	2	17	18 9/30	15				
		小野川	1	14	14 9/22	14				
		新利根川	1	30	30 10/29	30				
然	ワカサギ	西浦	4	7.6	9.2 7/9	5.6	4	12	16	8.1
		北浦	4	6.1	8.9 7/2	3.2	2	9.1	9.7	8.4
	シラウオ	西浦	1	3.3	3.3 7/9	3.3	1	6.4	6.4	6.4
		北浦	2	2.5	4.9 7/2	N.D.				
	ウキゴリ	西浦					1	N.D.	N.D.	N.D.
		北浦								
	テナガエビ	西浦	4	9.1	13 9/9	7.4	8	8.4	12	6.0
		北浦								
養殖	アメリカナマズ	西浦	1	5.5	5.5 3/4	5.5	1	N.D.	N.D.	N.D.
	コイ	西浦	1	N.D.	N.D. 3/4	N.D.	1	N.D.	N.D.	N.D.
		北浦	1	N.D.	N.D. 3/4	N.D.	1	N.D.	N.D.	N.D.

注) N.D. : 検出限界値未満
北浦 : 外浪逆浦を含む

令和3年度

有効期間満了に伴う知事許可漁業の許可申請手続について

令和3年度は、下記の漁業許可について、有効期間満了に伴う許可申請手続が予定されています。

【令和3年度の漁業許可の有効期間満了に伴う許可申請手続予定】

許可有効期間満了日	漁業の名称	漁業種類（地方名称）
令和3年8月31日	さし網漁業	しらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）
令和3年12月31日	さし網漁業	雑魚さし網漁業（掛網漁業）
令和4年3月24日	つけ漁業	おだ漁業・笹浸漁業・その他つけ漁業

令和2年12月1日に施行された改正漁業法・改正漁業調整規則に基づき、当該漁業許可に係る制限措置及び許可申請期間が事前に公示されます。当該漁業許可の許可申請を予定される方は、所属漁協からのお知らせ等にご注意ください。

漁船検認に関するお知らせ事項

●漁船検認とは・・・

漁船検認とは、漁船法第13条の規定に基づき、漁船登録票の記載内容と実際の漁船が一致しているか定期的（5年ごと）に検査を受けるもので、以下の(1)～(3)に不備があると受検できませんのでご注意願います。

- (1) 漁船登録票（登録票が見つからない場合、所有者・使用者の住所氏名等に変更がある場合、機関換装を行った後に登録変更をしていない場合は、受検に間に合うよう登録票の再交付や変更登録を済ませておいてください。）
- (2) 推進機関（盗難防止等のために船外機を取り外してある場合は受検場所まで持って来てください。また、船内機船・船内外機船は、当日機関室の中を確認できるようにしておいてください。）
- (3) 漁船登録番号および船名の表示（かすれて見えないような場合は、はっきり見えるようにしておいてください。）

なお、船体の破損や著しい劣化により使用不可能と判断される場合は検認を受けられませんので、適正な措置（修繕若しくは登録抹消手続）を行ってください。

●令和3年度の漁船検認について

令和3年度の実施予定は76隻で、平成28年度に検認または登録(変更登録を含む)を行った漁船が対象となります。

検認の時期等につきましては、所属漁協を通じてお知らせいたしますので、受検漏れが発生しないようご協力をお願いいたします。